
「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 20 年 7 月 16 日

本協会では、本年 7 月 15 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」を一部改正した。

本協会では、金融商品取引法及び関係政府令の施行並びに平成 20 年 4 月 1 日より四半期報告制度が開始されたことに伴い、日本公認会計士協会との合意文書である「『監査人から事務幹事証券会社への書簡』要綱」の見直しについて検討してきた。日本公認会計士協会との調整を行った結果、両協会との間において合意が得られたことから、同要綱の一部改正についてのパブリックコメントの募集を行ったところである。

今般、同要綱の改正を行うことに伴い、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部について、改正を行ったものである。

本規則改正は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 7 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

・ 改正の趣旨

本協会は、金融商品取引法及び関係政府令の施行並びに平成 20 年 4 月 1 日より四半期報告制度が開始されたことに伴い、日本公認会計士協会との合意文書である「『監査人から事務幹事証券会社への書簡』要綱」の見直しについて検討してきた。日本公認会計士協会との調整を行った結果、両協会との間において合意が得られたことから、同要綱の一部改正についてのパブリックコメントの募集を行ったところである。

今般、同要綱の改正を行うことに伴い、「有価証券の引受け等に関する規則」の改正を行うこととする。

・ 改正の骨子

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正

- ・ 現行規則第 2 条第 7 号の『「監査法人から事務幹事証券会社への書簡」要綱』を『「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱』に改正する。

・ 施行の時期

この改正は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 7 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (現行どおり) 6 7 コンフォートレター 監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「<u>監査人から引受事務幹事会社への書簡</u>」要綱(日本公認会計士協会、日本証券業協会)に準拠して作成されたものをいう。 8 ゝ (現行どおり) 19 付 則 この改正は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (省 略) 6 7 コンフォートレター 監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「<u>監査法人から事務幹事証券会社への書簡</u>」要綱(日本公認会計士協会、日本証券業協会)に準拠して作成されたものをいう。 8 ゝ (省 略) 19